別表十一(二)の記載要領第一号中「この号及び第３号」を「この記載要領」に改め、「若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成23年旧措置法」という。）第65条の13（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例）若しくは第65条の14（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」及び「若しくは平成23年旧措置法第68条の84（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例）若しくは第68条の85（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）」を削り、同第二号を削り、同第三号を同第二号とする。

別表十四(一)の記載要領第二号中「震災特例法施行令」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令」に改める。

別表十四(四)の記載要領第二号中「又は第７号」を「若しくは第７号」に改め、「損益）」の次に「又は租税特別措置法第65条第10項第１号（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）若しくは第68条の72第10項第１号（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）」を加え、同第三号を同第五号とし、同第二号の次に次の二号を加える。

３　「当期に譲受法人において生じた調整事由　⑱」の欄は、法第61条の13第１項に規定する譲渡損益調整資産（以下この号において「譲渡損益調整資産」という。）について生じた令第122条の14第４項各号に掲げる事由を記載すること。この場合において、当該譲渡損益調整資産について、租税特別措置法第65条第10項又は第68条の72第10項の規定の適用を受けるときは、「その他（　）」の空欄には、「換地処分等」と記載すること。

４　租税特別措置法第65条第11項又は第68条の72第11項の規定により同法第65条第10項又は第68条の72第10項に規定する適用譲渡損益調整資産（以下この号において「適用譲渡損益調整資産」という。）とみなされた減価償却資産についての「簡便法により当期益金算入額又は当期損金算入額を計算する場合」の「⑲」の欄の記載に当たつては、これらの規定の適用を受ける前の適用譲渡損益調整資産について適用する耐用年数を「譲受法人が適用する耐用年数」として計算すること。

別表十五の記載要領第一号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第61条の４（交際費等の損金不算入）」を削り、同第三号を削る。

別表十五の二の記載要領第一号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の66（交際費等の損金不算入）」を削り、同第二号中「。次号において同じ」を削り、同第三号を削る。

別表十六(十)の表中

同上のうち	⑬の割合が80％以上である場合の資産に係る控除対象外消費税額等の合計額	15	
	資産に係る控除対象外消費税額等で棚卸資産に係るものの合計額	16	
	資産に係る控除対象外消費税額等で20万円未満のものの合計額	17	
当期の繰延消費税額等（⑫－⑮）又は（⑫－⑯－⑰）		18	

を

同上のうち	⑬の割合が80％以上である場合の資産に係る控除対象外消費税額等の合計額	15	
	資産に係る控除対象外消費税額等で棚卸資産に係るものの合計額	16	
	資産に係る控除対象外消費税額等で特定課税仕入れに係るものの合計額	17	
	資産に係る控除対象外消費税額等で20万円未満のものの合計額	18	
当期の繰延消費税額等（⑫－⑮）又は（⑫－⑯－⑰－⑱）		19	

に

改め、同表の記載要領第一号中「若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第54号）附則第８条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この号において「旧令」という。）第139条の４（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）」及び「若しくは旧令第139条の４」を削る。

別表十七(二の二)の記載要領第四号中「第112条第14項」を「第112条第20項」に改める。

別表十七(三)の記載要領第二号(2)中「別表十七(三)付表二「35」の欄の金額のうちに別表十七(三)付表二「36」の欄の金額の占める割合」を「別表十七(三)付表二「43」の欄の割合」に改める。